

## 4月から新会社法施行

資本金は1円でよく、取締役は1人

でOK 有限会社は廃止

### 実態に合わせて中小企業に有利な改正

新しい会社法がこの4月から施行されます。「株式会社たるものは、かくあるべし」といった重い鎧を取り払い、株式譲渡制限のある中小の株式会社については、有限会社並かそれ以上に規制を緩和する。取締役は1人でよく、資本金も1円で起業できる。同時に有限会社は廃止する、などとなっています。運営コストも下がり、能率よく経営ができるように配慮しています。また、LLP(有限責任事業組合)、LLC(合同会社)など新しいタイプの“会社”も誕生します。なお、新会社法については1昨年にもレポートしましたが、まだ、法案の段階でしたし、施行が近づいたので改正内容のうち、中小企業に関係が深い部分に絞って2回に渡って取り上げます。

#### 新会社法の狙い 会社を作りやすく運営しやすく

現在の株式会社は資本金が最低1000万円、取締役は3人以上必要で、取締役会を置かなければならないし監査役も必要。一方、有限会社は最低資本金300万円以上、取締役は1人以上、したがって取締役会は無く、取締役、監査役の任期を決める必要も無い、などとなっています。これら基本的な事柄以外にも運営やM&Aなどについて様々な改正がなされています。

株式会社に関する法律の規定は「株式会社は大企業で株公開。有限会社は小規模で株非公開」という前提のもとに作られています。ところが、株式会社であっても、中小企業ではほとんどが定款に「株式の譲渡にあたっては取締役会

の承認を要する」という譲渡制限規定を設けています。敵対的な人物や法人に自社の株を自由に持たれると、会社を乗っ取られたり、株主総会で不当な要求を押し付けられる恐れがあるためです。

譲渡制限規定を設けている中小企業は、商法に規定された規定とは無縁の部分が少ないのですが、その他の部分では大企業並みの規制を受けています。「閉鎖会社」とも呼ばれるこれらの会社に対しては、出来るだけ、建前より実態に合わせ、有限会社（株非公開）と同様のゆるい規制にしておこう、というのが改正の大きな狙いです。

会社の規制を緩めれば、会社を作りやすくなるし、設立後も無駄やコストを減らせます。ベンチャー企業などを次々と興し、日本の産業の活性化を図ってゆきたいという国の狙いが底にあります。

### 資本金規制の廃止 1円で会社を作れます

最大の改正点の一つが資本金制度の撤廃です。資本金の撤廃ということは、資本金1円でも良いということです。現実には、法務局に登記する際の設立登記費用（登録免許税）だけで最低 15 万円かかります。会社の実印、領収書用の社印、封筒、名刺、さらに事業内容を紹介するチラシなども作るでしょうから、それだけで相当の費用になります。しかし、300 万円とか 1000 万円も集めることを考えると、かなり楽になる、といえるでしょう。

資本金については、いわゆる「1円会社」が平成 15 年施行の「中小企業挑戦支援法」で、特例として認められました。ただ、この法律にもとづいて設立した場合は、5 年以内に資本金を 1000 万円まで積み上げなければならない、それができないと、解散などの道をたどることになります。今、「1円会社」を作ろうと考えている人があるなら、新会社法が施行される 4 月まで待つのも方法でしょう。資本金 1 円のままで何年でも存続できるのですから。

### 取締役は1人でOK . 取締役会は必須ではない

株の譲渡制限規定を置いている株式会社（閉鎖会社）については、取締役の数を3人以上から、現行の有限会社同様、1人以上でOKになります。また、最低3ヶ月に一度、取締役会を開かなければならなかったのを、必ずしも、取締役会を開かなくてもよいように改正されました。

資本金 1000 万円以上でなければならないという法律は、平成 2 年の商法改正で決められました。バブルのころ、実体の無いペーパー会社がたくさんできたため、これを防いで、会社というものに対する信頼度を高めるため制定され

たものです。

## 取締役の任期 最長 10 年に

現行法では株式会社の取締役の任期は 2 年、監査役は 4 年です。そして、有限会社では取締役、監査役とも任期がありません。

新法では譲渡制限会社については、定款で取締役及び監査役の任期を最長 10 年までとすることができる、とされました。有限会社を譲渡制限のある株式会社の中に取り込もうという改正ですから、できるだけ役員任期のない有限会社の扱いに合わせて、任期の大幅延長を図りました。

有限会社は任期がないので、役員変更登記の手間と費用が省ける、として人気があった(?) ようですが、今後は登記が必要になります。一方、譲渡制限のある株式会社は、役員任期を延長すると、登記変更の間隔が開けられるから費用と手間が省けます。

## 有限会社は株式会社に一本化

有限会社は資本金 300 万円のまま、株式の譲渡を制限した株式会社に移行することになります。新に有限会社を設立できません。設立する意味がほとんどないためです。おそらく、多くの有限会社は「信用が高まる」と考え、株式会社に商号変更してゆくと考えられます。

しかし、有限会社の名前のままでいることも可能です。「長年、この名前に親しんできた。取引相手も少ないからビジネスに影響がない。」「商号変更すると会社の看板、実印、封筒類を作り変える費用や登記の金がかかるから、このままにしておく」などと考える経営者もいるでしょう。そのへんを配慮して、有限会社の名前のままでよいとしました。「まだ、有限会社の名前使ってるの?!」と、驚かれることで逆に名前を売るメリットがあるかもしれません。

## 類似商号の規制も廃止

現在は会社を設立する場合、同一市町村内（大阪など大都市では同一区内の場合も）で類似商号を使えません。そこで、予定している会社名と同一、または類似した商号がないか、本店所在地の法務局に出向いて会社名を記した厚いファイルから、探します。後で、どこかの会社から、商号使用の差止めと損害賠償請求訴訟を起こされるとたいへんだからです。類似商号のほうは、どこまでを「類似」と看做すかの問題があって、場合によっては厄介でした。

しかし、4 月からはこの類似商号の規制がなくなるので、会社設立が少し、容易になります。もっとも、不正競争防止法がありますから、全国的に名の通

った企業の名前を、不正な競争目的で使うことはできません。

かつて、東京の鉄道の高架下で「シャネル」という名をつけたラーメン屋さんが、フランスのシャネル本社から名前の使用差止請求訴訟を起こされ、負けました。誰もそのラーメン店がシャネルが経営しているとは思わないし、業種が全く違うのですが、ブランド・イメージに非常に価値を置く企業がありますし、日本でも同様の傾向が出てきました。要するに、有名会社と関係があるかのような、紛らわしい名前をつけて自分の商売に利用しようという考えは許されないということです。

まとめ (株)大阪彩都総合研究所  
主任研究員 橋本 剛